

生活保護のしおり（別紙）

○保護に優先して行われる扶養義務者（親、子供、兄弟姉妹など）からの援助について

扶養義務者への照会は、扶養義務の履行が期待できる方に対して行います。

扶養義務の履行が期待できない方や、扶養を求めることが明らかに自立の妨げとなる方に対しては、基本的には福祉事務所からの照会は行いませんので、お申し出ください。

（扶養義務の履行が期待できない方の例）

- ・生活保護を受けている方、福祉施設入所中の方や長期間入院中の方
- ・概ね 70 歳以上の高齢者や未成年者、専業主婦・主夫等の非稼働者の方
- ・特別な事情があつて明らかに扶養ができないと考えられる方
- ・交流が断絶している方（例えば 10 年程度音信不通など）

（扶養を求めることが明らかに自立の妨げとなる方の例）

- ・家庭内暴力を受けて逃げている相手
- ・過去に虐待を受けたことがある相手

※これは例示です。これ以外にも事情のある方はお申し出ください。